

平成25年度 第2回

行政監査結果報告書

「子どもの居場所づくりについて」

板橋区監査委員

目 次

第 1	監査実施概要	1
I	監査テーマ	1
II	監査テーマ選定の趣旨	1
III	監査の着眼点	1
IV	監査対象	1
V	監査実施期間	1
VI	監査委員による聞き取り調査等	2
第 2	監査結果	3
I	子どもの居場所づくりに関する現況と問題点	3
1	子どもの居場所づくりの概況	3
2	子ども政策課における事業の現況	8
3	学校地域連携担当課における事業の現況	27
II	検討・改善を求める事項	47
着眼点 1	事業は計画的・効果的に実施されているか。	47
着眼点 2	事業に要する経費は経済的・効率的に使われているか。	47
着眼点 3	安全管理は適切に行われているか。	48
III	総括意見	49

第 1 監査実施概要

I 監査テーマ

「子どもの居場所づくりについて」

II 監査テーマ選定の趣旨

近年、少子化や核家族化の進行、保護者の就労形態の多様化など、子どもを取り巻く状況が大きく変化している。次代を担う小・中学生が放課後や休日に安心して元気に活動できる場を確保し、地域社会の中で心豊かに過ごせる環境づくりを推進していく必要がある。

そこで、平成 25 年度第 2 回行政監査では、子どもの居場所づくりについて、事業は計画的・効果的に実施されているか、事業に要する経費は経済的・効率的に使われているか、安全管理は適切に行われているか、などの観点から検証を行った。

III 監査の着眼点

- 1 事業は計画的・効果的に実施されているか。
- 2 事業に要する経費は経済的・効率的に使われているか。
- 3 安全管理は適切に行われているか。

IV 監査対象

子ども家庭部 子ども政策課
教育委員会事務局 学校地域連携担当課

V 監査実施期間

平成 25 年 6 月 28 日（金）～平成 25 年 12 月 26 日（木）

VI 監査委員による聞き取り調査等

監査委員による対象部課からの聞き取り調査及び現地監査（表1）を平成25年7月8日（月）、8月7日（水）、8日（木）及び9日（金）に行った。

表1 現地監査日程

実施月日	実施場所
平成25年7月8日（月）	板橋第一小学校あいキッズ 板橋第二小学校あいキッズ
8月7日（水）	加賀児童館、加賀学童クラブ 成増南児童館、成増南学童クラブ
8月8日（木）	志村第一小学校あいキッズ 板橋第八小学校あいキッズ 中根橋小学校あいキッズ 舟渡小学校あいキッズ 高島第三小学校あいキッズ 赤塚小学校あいキッズ
8月9日（金）	志村第六小学校あいキッズ 大谷口小学校あいキッズ

第2 監査結果

I 子どもの居場所づくりに関する現況と問題点

1 子どもの居場所づくりの概況

(1) 板橋区次世代育成推進行動計画

平成17年3月、区は「次世代育成支援対策推進法」に基づき、「板橋区次世代育成推進行動計画」を策定した。

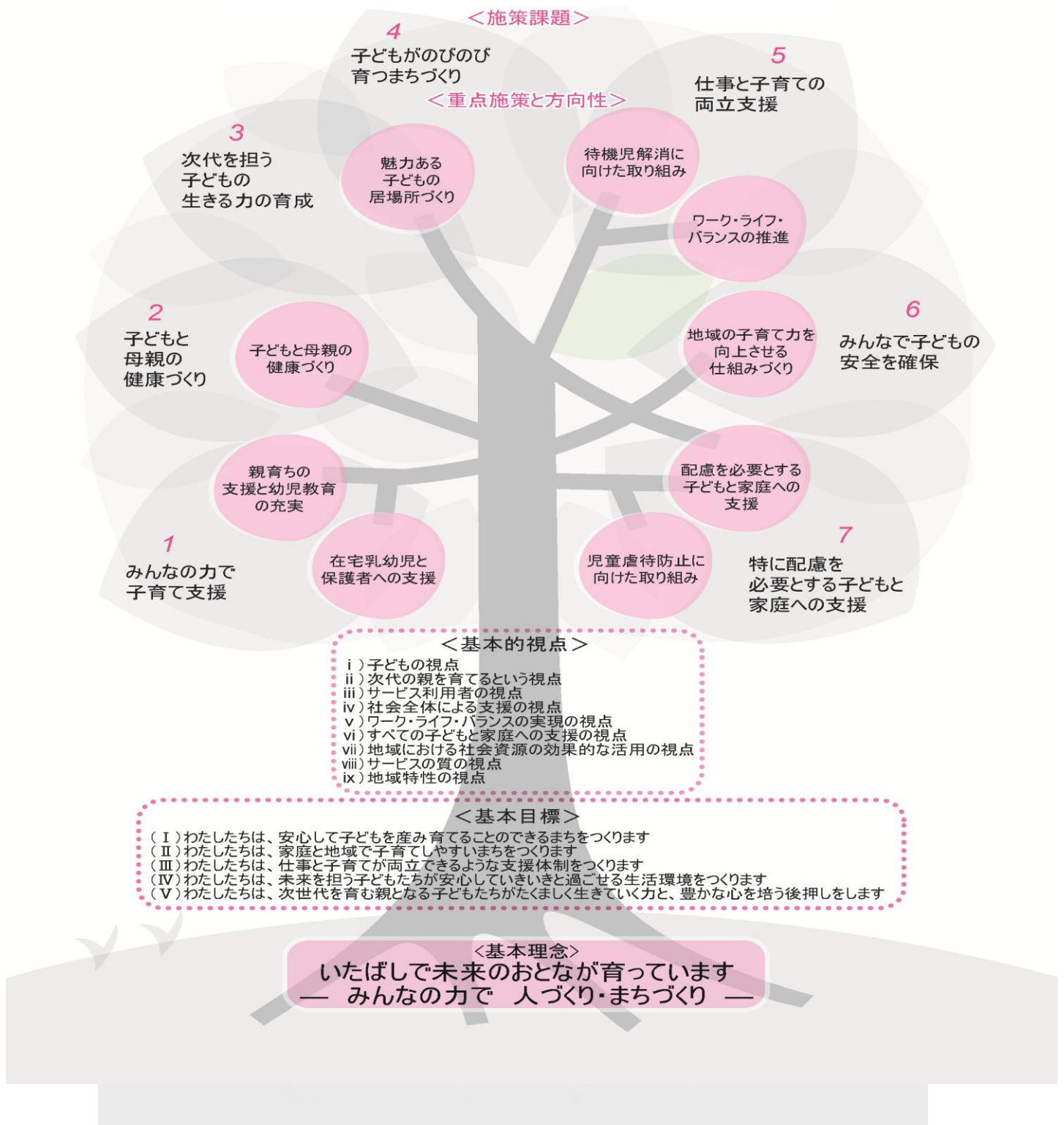
この計画は、子どもの視点に立ち、行政、企業、民間組織など、すべての主体がネットワークを組み、世代を超えて、「未来のおとな」の育ちに夢と希望を託すため、お互いに助け合い、育ち合っていくことを目的としている。

「板橋区次世代育成推進行動計画」(後期計画)(以下、「後期計画」という。)は、「板橋区次世代育成推進行動計画」(前期計画)の実施状況の検証結果、並びに学識経験者や区内関係団体、公募委員によって構成された「板橋区次世代育成推進行動計画推進協議会」での議論を踏まえ、平成22年度から26年度までを計画期間とし、平成22年3月に策定された。

後期計画では、子どもの発達や成長に沿った支援や様々な行政分野にわたる各事業の連携を強化し、重層的かつ効果的に組み合わせることで次世代育成支援策を充実させている。重点施策と方向性では、「魅力ある子どもの居場所づくり」を掲げており、重点事業として児童館事業、児童館子育てサポート事業(以下、「子育てサポート」という。)、板橋区版放課後対策事業(以下、「あいキッズ」という。)が挙げられている。

後期計画いたばし子ども未来応援プラン概念図は、図1のとおりである。

図1 概念図



※ 参考 「板橋区次世代育成推進行動計画（後期計画）」

(2) 放課後対策事業の概要

① 放課後子どもプラン

国は、平成 19 年度に地域社会の中で放課後や週末等に子どもたちが安全で安心して、健やかに育まれるよう、文部科学省の「放課後子ども教室推進事業¹」と厚生労働省の「放課後児童健全育成事業²（放課後児童クラブ・学童保育）」を連携して実施する、「放課後子どもプラン」を創設した。

② 区における事業展開

区における「放課後児童健全育成事業」は、学童クラブ事業（以下、「学童クラブ」という。）である。学童クラブは、昭和 39 年から学童保育クラブとして開始し、平成 4 年度に現在の名称である学童クラブに変更した事業である。この事業は、「児童福祉法」に基づき東京都板橋区立児童館条例（以下、「児童館条例」という。）で設置が定められている児童館において実施している。

厚生労働省が策定した「放課後児童クラブガイドライン」では、学童クラブを運営するにあたり必要な対象児童、規模、施設・設備等の基本的事項を示している。このガイドラインは、集団の規模については概ね 40 人程度までとすること、児童 1 人あたりの面積は概ね 1.65 m²以上確保することが望ましいとしている。

平成 20 年度から「放課後子ども教室推進事業」として板橋区放課後子ども教室事業（以下、「放課後子ども教室」という。）を開始した。放課後子ども教室は、放課後子どもプランに基づいた、社会教育事業である。

¹ 放課後子ども教室推進事業とは、すべての子どもを対象に地域の人々の参画を得て、学習や様々な体験・交流活動、スポーツ・文化活動等の機会を提供する取組である。

² 放課後児童健全育成事業とは、保護者が労働等により昼間家庭にいない概ね 10 歳未満の児童に適切な遊び及び生活の場を提供する取組である。

区は、平成 21 年度に学童クラブと放課後子ども教室を一体的に運営するあいキッズを学校施設の内部において開始した。

現在、学童クラブは、児童館に付属しているものとあいキッズに付属しているものがある。

学童クラブについては、区長の権限に属する事務として子ども政策課で実施している。また、あいキッズにおける学童クラブに係る事務については、区長の権限に属する事務を区教育委員会に委任している。あいキッズは、学校施設等を有効活用し、学校との緊密な連携、協力を得て、小学生に安心・安全な居場所を提供して実施している。

なお、学童クラブの利用承認・不承認、心身に障がいをもつ要支援児（以下、「要支援児」という。）の認定に係る事務等については、子ども政策課で引き続き執り行っている。

「いたばし未来創造プラン」の実施計画では、平成 27 年度までに学童クラブ、放課後子ども教室がすべてあいキッズに移行することを予定している。

区は、区立全小学校であいキッズを展開し、学校施設等に小学生の安心・安全な居場所を確保するという方針であり、その方針に併せて、児童館のあり方は今後変わっていくとしている。

平成 22～24 年度の放課後対策事業状況は表 2、あいキッズ実施校は表 3 のとおりである。

表 2 放課後対策事業状況

区分	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
学童クラブ	45 か所	40 か所	30 か所
放課後子ども教室	41 校	36 校	28 校
あいキッズ	12 校	17 校	25 校

表3 あいキッズ実施校

区 分	実施校
平成 21 年度	志村第一小学校、志村第六小学校、北前野小学校、板橋第五小学校
22 年度	板橋第八小学校、板橋第九小学校、大山小学校、加賀小学校、常盤台小学校、大谷口小学校、赤塚小学校、高島第三小学校
23 年度	板橋第十小学校、中根橋小学校、上板橋小学校、上板橋第二小学校、徳丸小学校
24 年度	志村第三小学校、舟渡小学校、蓮根第二小学校、志村坂下小学校、板橋第二小学校、板橋第四小学校、高島第二小学校、高島第六小学校
25 年度	中台小学校、新河岸小学校、板橋第一小学校、桜川小学校、弥生小学校、向原小学校、紅梅小学校、高島第一小学校
26 年度（予定）	志村小学校、志村第四小学校、若木小学校、板橋第六小学校、板橋第七小学校、赤塚新町小学校、北野小学校、下赤塚小学校、三園小学校、高島第五小学校
27 年度（予定）	志村第二小学校、志村第五小学校、前野小学校、富士見台小学校、蓮根小学校、緑小学校、金沢小学校、上板橋第四小学校、成増小学校、成増ヶ丘小学校

※ 参考 教育広報「いたばしの教育」

2 子ども政策課における事業の現況

(1) 児童館事業

① 児童館概要

区は、児童の健全な育成を図るため、「児童福祉法」の規定に基づき児童館を昭和42年から開設し、平成25年4月1日現在38館を設置している。児童館の多くは、昭和40年代から50年代に整備された施設である。築年数30年を超えた施設が過半数を占めており、施設の老朽化が進んでいる状況である。

児童館は、18歳未満の子どもを対象に健全な遊びの場を提供して、健康を増進し、情操を豊かにすることを目的とする児童厚生施設である。児童館では、小・中学生を対象とした事業のほか、乳幼児及び保護者を対象とした事業も実施している。また、乳幼児親子が自由に利用できる乳幼児専用ルーム「すくすくサロン」を38館のうち10館で実施し、乳幼児親子の専用ルームを開放している。子育てに関する情報交換や友だちづくりの場として利用されている。

② 利用実績

児童館の開館、利用時間は、4月1日から9月30日は午前9時45分から午後6時まで、土曜日及び10月1日から3月31日は午前9時から午後5時までであり、休館日は、日・月曜日（祝日の場合は翌日）、祝日、年末年始である。児童館では、児童・地域住民へ開放する施設開放³も行っている。

来館した子どもは、入館票に住所、氏名、年齢等必要事項を記入して利用することができる。

平成22～24年度の児童館利用者数は、表4のとおりである。

³ 施設開放の利用時間は、月曜日（祝日の場合は翌日）及び5月5日は午前9時から午後5時まで、日曜・祝日の月曜日は午後1時から午後5時までである。

表4 児童館利用者数

区 分		平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
開館日数		243 日	243 日	242 日
延べ利用者数		918,488 人	898,068 人	916,070 人
内 訳	小学生	478,468 人	440,899 人	442,642 人
	中学生	19,385 人	21,834 人	17,599 人
	その他	420,635 人	435,335 人	455,829 人

※ 平成 23 年 1 月 4 日開設した赤塚児童館の延べ利用者数を含む。

※ 学童クラブ利用は除く。なお、学童クラブ利用実績については、
P 14 参照。

③ 周知方法

区は、区ホームページ、広報いたばし、わたしの便利帳等で児童館の情報を周知している。区ホームページでは、各児童館の活動情報を掲載し、小・中学生向けのイベント等をお知らせしている。また、区ホームページには、子ども向けのキッズページが作成されており、「児童館へ行ってみよう」では、子どもにわかりやすく児童館が紹介され、児童館のイベントが探しやすいように工夫されている。

「児童館へ行ってみよう」の修正等は、子ども政策課育成係及び児童館職員が行っている。

更に、ツイッターを全児童館において導入し、タイムリーな情報を提供している。

児童館のイベントなどのチラシについては、児童館のほかに学校、健康福祉センター、子ども家庭支援センター等で配布している。

④ 安全対策

子ども政策課では、児童館利用者の安心・安全を確保し、非常事態に備えるために防災、事故対応、不審者対応、衛生管理等のマニ

マニュアルを作成し、必要に応じて内容を見直している。児童館では、いつでも活用できるようにマニュアルを備えている。

防災マニュアルの「訓練について」では、「部分訓練と総合訓練を年2回以上実施し、最寄りの消防署に自衛消防訓練通知書を提出する」と定められているが訓練実施が年1回という児童館もあった。子ども政策課は、マニュアルに即した訓練を実施する必要がある。

利用者の安全確保及び安全管理の徹底を図るため、全児童館に1台以上防犯カメラが設置されている。「板橋区立児童館等防犯カメラ設置要領」に基づき、児童館長は防犯カメラを利用した児童等の避難訓練を年1回以上実施している。

更に、不審者が児童館施設内に侵入し、利用者、児童館職員に対して暴行、脅迫等の危害を加える恐れがある時に、警視庁へ通報できるよう緊急非常通報装置（以下、「通報装置」という。）を全児童館に配備している。緊急時に、設置された通報装置のボタンを押すことで、警視庁通信指令本部（以下、「指令本部」という。）に通報される。その後、指令本部から受信用電話機に返信が入り、具体的な状況を説明することで、指令本部からパトカー等の緊急出動の手配がされるものである。児童館職員は、この通報装置の使用方法について理解はしているが、通報装置ボタンを実際に使用した訓練は実施していなかった。通報装置の作動を確認するための訓練を行うことについても検討されたい。

児童館38館のうち13館において、AED（自動体外式除細動器）を設置している。AEDが設置されていない児童館については、併設されている施設で設置している。

児童館では、けがを防止するために、子どもの危険な行動を規制するだけでなく、安全面に配慮して、遊具、施設設備を点検し事故防止に努めている。

区は自治体賠償保険に加入しているため、児童館事業において個

別の傷害保険には加入していない。児童館長は、事故が発生した場合には、処理経過、事故の原因及び防止対策等を記載した事故報告書を作成し、子ども家庭部長に報告している。子ども政策課では、事故について児童館館長会で報告を行うとともに、児童館職員への注意喚起を行い再発防止に努めている。

平成 24 年度の事故では、18 件のうち 8 件が室内遊びの際の転倒等による骨折であった。

平成 22～24 年度の児童館における事故件数は、表 5 のとおりである。

表 5 児童館における事故件数

区 分		平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
事故件数		29 件	18 件	18 件
内 訳	外傷	7 件	5 件	5 件
	打撲・捻挫	6 件	4 件	5 件
	骨折	16 件	9 件	8 件

⑤ 今後の児童館

小学生の放課後や学校休業日の居場所があいキッズに移ることから、子ども政策課は、児童館の役割を見直すとともに、適正な配置を検討するとしている。あいキッズ移行後児童館は、「子ども・子育て支援新制度⁴」に基づく「地域子育て支援拠点事業」の施設として位置づける方向としているが、新たな機能に見合った施設整備を検討する必要がある。

⁴ 子ども・子育て支援新制度とは、平成 24 年度に成立した子ども・子育て関連 3 法（「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正法」及び「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」）に基づく制度のことである。

(2) 小・中学生を対象とした児童館の主な事業

各児童館は、児童館を小・中学生の居場所とするために、ホールやゲーム類を交代で利用できるようにルールを決めたり、小・中学生が参加できるイベントを定期的に企画したりするなど、過ごしやすい空間となるように工夫している。

児童館では、小学生を対象とした学童クラブや子育てサポートを実施している。また、中学生を対象とした主な事業には、中学生と乳幼児親子のふれあい体験事業、中学生ボランティア活動の支援事業がある。

① 学童クラブ

ア 事業概要

学童クラブは、保護者の就労、疾病その他の理由により、常時放課後家庭において適切な保護を受けることができない児童を対象としている。利用にあたっては、「東京都板橋区立児童館条例施行規則」（以下、「児童館規則」という。）に規定する学童クラブ入会基準に該当する区内在住又は在学の小学校1年生から3年生の保護者が申請し、承認された場合は承認期間中利用することができる。承認期間は、年度ごとであるため、翌年度の利用については、再度申請が必要である。

平成25年4月1日現在、区内には学童クラブが22か所設置されている。そのうち、区が管理運営を行っている直営学童クラブが18か所、区が管理運営を委託している学童クラブ（以下、「委託学童クラブ」という。）が4か所である。

学童クラブの定員は、児童館規則により定められている。経過措置として定員を超える受入れについては、「東京都板橋区立児童館条例施行規則付則第3項の規定に基づく定員を超える受け入れの取扱いについて」において受入枠を別に定めている。

要支援児については、「学童クラブ要支援児の受入れに関する要

綱」において、原則として1クラブ3名まで受け入れるとしている。ただし、「学童クラブ要支援児の受入れに関する事務処理要領」において要支援児入会指定学童クラブ⁵、要支援児入会優先学童クラブ⁶については受入枠を別に定めている。要支援児は、小学校6年生まで受入れを行っている。

学童クラブは定員を設けているが、あいキッズの学童クラブ登録は定員を設けていない。区は、あいキッズを全校実施することで学童クラブにおける待機児童は、解消されるとしている。

平成22～24年度の学童クラブにおける待機児童状況は、表6のとおりである。

表6 学童クラブにおける待機児童状況

区 分		平成22年度	平成23年度	平成24年度
待機児童数		64人	103人	63人
内 訳	1年	15人	18人	13人
	2年	16人	21人	10人
	3年	33人	64人	40人
	4年	0人	0人	0人
	5年	0人	0人	0人
	6年	0人	0人	0人

(各年度4月1日現在)

⁵ 要支援児入会指定学童クラブとは、加賀小学校学童クラブ、大山小学校学童クラブ、中台小学校学童クラブ、志村学童クラブ、志村第六小学校学童クラブ、上板橋小学校学童クラブ、弥生小学校学童クラブ、まなくろ学童クラブ、高島第一小学校学童クラブ、ゆりの木学童クラブ、徳丸小学校学童クラブの11か所の学童クラブのことである。

⁶ 要支援児入会優先学童クラブとは、高島第二小学校学童クラブのことである。

イ 利用実績

学童クラブの利用時間は、児童館条例に基づき、祝日、年末年始を除く月曜日から金曜日までの下校時から午後6時までであり、学校休業日については、午前8時30分から午後6時までである。ただし、区長が必要と認めるときは、利用時間を変更することができるとしている。平成24年度は、委託学童クラブ7か所のうち6か所の学童クラブにおいて有料で利用時間を延長していた。

平成22～24年度の学童クラブ利用実績は表7、平成24年度の学童クラブ学年別在籍者数は表8のとおりである。

表7 学童クラブ利用実績

区 分	平成22年度	平成23年度	平成24年度
学童クラブ数	45か所	40か所	30か所
在籍者数	2,356人	2,077人	1,633人
実施日数	243日	244日	245日
出席率	77.8%	76.3%	75.6%

※ 学童クラブ数、実施日数、出席率については、各年度3月31日現在である。

※ 在籍者数については、各年度3月1日現在である。

表8 学童クラブ学年別在籍者数

学 年						合 計
1年	2年	3年	4年	5年	6年	
655人	590人	368人	6人	9人	5人	1,633人
(16人)	(13人)	(8人)	(6人)	(9人)	(5人)	(57人)

(平成25年3月1日現在)

※ ()内は、要支援児の内数である。

ウ 管理運営委託

子ども政策課は、児童館条例に基づき、平成 24 年度 7 か所の学童クラブの管理運営を委託していた。平成 25 年度は、4 か所の学童クラブを委託している。この委託学童クラブは、平成 26 年度にあいキッズへ移行するため、子ども政策課で委託する学童クラブは今年度で終了となる。

平成 24 年度の学童クラブ一覧は、表 9 のとおりである。

表9 学童クラブ一覧

名 称	直 営	委 託	名 称	直 営	委 託
板橋第一小学校		○	富士見台	○	
板橋第二小学校(あいキッズ)		○	まなくろ	○	
板橋第四小学校(あいキッズ)		○	蓮根第二小学校(あいキッズ)		○
板橋第五小学校(あいキッズ)		○	北前野小学校(あいキッズ)		○
大山東	○		緑が丘	○	
大山金井町		○	若木		○
板橋第八小学校(あいキッズ)		○	若木第二	○	
板橋第九小学校(あいキッズ)		○	上板橋	○	
板橋第十小学校(あいキッズ)		○	桜川小学校	○	
加賀	○		上板橋第二小学校(あいキッズ)		○
中根橋小学校(あいキッズ)		○	上板橋小学校(あいキッズ)		○
大山小学校(あいキッズ)		○	常盤台小学校(あいキッズ)		○
加賀小学校(あいキッズ)		○	高島第一		○
弥生	○		高島第二小学校(あいキッズ)		○
大谷口小学校(あいキッズ)		○	高島第三小学校(あいキッズ)		○
向原	○		高島平	○	
志村	○		高島第六小学校(あいキッズ)		○
大原	○		徳丸小学校(あいキッズ)		○
志村第一小学校(あいキッズ)		○	紅梅	○	
志村第三小学校(あいキッズ)		○	北野小学校		○
志村第四小学校	○		北野第二		○
西台	○		赤塚新町	○	
志村第六小学校(あいキッズ)		○	ゆりの木	○	
志村坂下小学校(あいキッズ)		○	三園	○	
前野	○		なります	○	
中台		○	赤塚小学校(あいキッズ)		○
舟渡小学校(あいキッズ)		○	成増南	○	
新河岸	○		合 計	55 か所	

委託法人が利用時間の延長、昼食提供の実施を申請した場合、子ども政策課は認めており、区ホームページ、学童クラブ入会案内冊子に利用時間の延長、昼食提供の情報を掲載している。

しかし、利用時間の延長、昼食提供については、希望する保護者と委託法人との契約であるとして、区は委託法人との間で利用時間の延長等に関する書面を取り交わしていなかった。延長の際の児童の安全、昼食提供における食の安全に関してはもちろん、委託学童クラブの運営状況を把握するためにも、区と委託法人との間で協定書等を取り交わす必要がある。

平成 22～24 年度の学童クラブ管理運営委託実績は、表 10 のとおりである。

表 10 学童クラブ管理運営委託実績

区 分	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
管理運営委託経費	213, 572, 783 円	175, 751, 731 円	106, 046, 549 円
委託学童クラブ数	14 か所	12 か所	7 か所

(ア) 委託の履行に関する状況

学童クラブにおける管理運営委託契約の履行について、不適切と思われる箇所があった。

まず、委託法人が提出する職員の健康診断報告についてである。委託法人には、職員の健康の保持及び児童の健全な育成が図られるよう、職員の健康診断を「学校保健安全法」に定める健康診断に準じて実施し、結果を健康診断受診確認書で報告するよう契約を締結していた。しかし、委託法人から提出された健康診断受診確認書の中には、未受診と記載のある職員がいた。児童の安全を確保するためにもすべての職員が受診するよう委託法人に促し、再度、健康診断受診確認書

を報告させるなど、契約書に則った事務を遂行する必要がある。

次に、委託法人が保管する児童の個人情報についてである。契約書において「児童台帳、児童出欠簿、児童指導記録及び相談記録を委託法人が契約期間終了後 10 年間保管しておかなければならない。」としている。個人情報が含まれる書類については、委託法人が保管するのではなく、子ども政策課が保管するなど適切な保管方法について検討する必要がある。

更に、委託契約事務についてである。この委託契約では、「東京都板橋区契約事務規則」（以下、「契約事務規則」という。）第 57 条に基づく検査員が委託原議に定められておらず、検査内容が明確に記載された書類が整っていなかった。契約締結の際は、履行確認のために、検査員が書面等により検査を行うことを仕様書に明記するなど、契約事務規則に則った適正な処理を行う必要がある。

(イ) 委託契約に関する状況

学童クラブ管理運営委託契約書において、「管理事務費のうち委託業務に係る経費で区が認めるものについては、委託法人の本部会計に繰り入れることができる。」として、明確な基準がないものの区が認めた経費を委託法人の本部会計へ繰入れしていた。

また、契約書によると、「人件費及び管理事務費の精算残金の一部を積立金として積立てることができる。」として、積立てを行っている委託法人があった。学童クラブ管理運営委託は、単年度契約であることから、区が委託法人に積立金を保有させることは適切な事務処理とは言えない。子ども政策課は、契約事務規則に則った契約方法を検討する必要がある。

更に、契約書では、「契約の期間終了後、引き続き本学童クラブに係る管理運営委託契約を締結しない場合には、区に返還しなければならない。」と規定されている。しかし、積立てを行っていた委託法人の中で、平成 25 年度あいキッズに移行した委託学童クラブについては、子ども政策課は事業を継続しているとの判断を行い、返還させずに当該あいキッズに積立てを継続させていた。

エ 利用料

子ども政策課は、学童クラブ及びあいキッズの学童クラブ登録の利用料を徴収している。平成 24 年度は利用者 1 人につき月額 4,400 円、平成 25 年度は児童館条例の改正により月額 4,800 円に利用料が変更となった。利用料の減額又は免除は、児童館規則第 12 条に規定されている。利用料を免除する場合は、利用者の保護者が「生活保護法」による保護を受けている者又は「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」による支援給付を受けている者であるときである。利用料を減額する場合は、利用者の保護者が利用年度において住民税非課税者であるとき、利用者の保護者が利用年度において区教育委員会が認定する就学援助受給者であるとき等である。減額又は免除を受ける場合は、学童クラブ利用料減額免除申請書の提出が必要であり、減額又は免除を決定した場合には、承認通知書を発行している。

子ども政策課では、利用料の未納について定期的に督促状を発送している。また、児童館長が学童クラブ未納台帳を基に、随時、臨時戸別徴収、電話催告を実施し、収入の確保に努めている。

平成 22～24 年度の利用料収納状況は、表 11 のとおりである。

表 11 利用料収納状況

区 分		平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
計	調定額	151,056 千円	150,668 千円	151,990 千円
	収入済額	146,319 千円	146,229 千円	147,869 千円
	収入率	96.86%	97.05%	97.30%
内 年 分	調定額	146,350 千円	146,530 千円	148,220 千円
	収入済額	145,243 千円	145,479 千円	147,300 千円
	収入率	99.24%	99.28%	99.38%
訳 滞 納 繰 越 分	調定額	4,706 千円	4,138 千円	3,770 千円
	収入済額	1,076 千円	750 千円	569 千円
	収入率	22.86%	18.12%	15.08%

(各年度 5 月末日現在)

※ 千円単位のため計算が一致しない場合がある。

オ 安全対策

子ども政策課では、学童クラブにも通報装置を設置し、非常事態に備えている。児童館同様、この装置を実際に使用した訓練は、実施していなかった。

学童クラブでは、子どもの行動を規制するだけでなく、安全面に配慮して、遊具、施設設備を点検し事故防止に努めている。万一の際の事故による補償については、「学童クラブ児童用傷害保険」に加入し対応している。

平成 24 年度は、裂傷、打撲、捻挫、骨折などの事故が発生した。事故が発生した場合には、児童館長が処理経過、事故の原因及び防止対策を記載した事故報告書を作成し、子ども家庭部長に報告している。子ども政策課では、事故について児童館館長会で報告を行うとともに、児童館職員及び委託法人への注意喚起を行い再発防止に努めている。

平成 22～24 年度の学童クラブにおける事故件数は、表 12 のとおりである。

表 12 学童クラブにおける事故件数

区 分	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
事故件数	61 件	47 件	40 件

平成 25 年度に、学童クラブにおいて乳製品アレルギーのある児童に誤って、脱脂粉乳成分を含むおやつを提供した食物アレルギーに関する事故が発生した。子ども政策課は、事故を踏まえ、アレルギー対応についてをテーマとして、アレルギー症状や自己注射薬エピペンの使用方法等の研修を児童館職員に実施した。児童館エピペン取扱いマニュアルの作成や「食物等アレルギー状況連絡票」等で緊急の場合に備えている。

今後、食物アレルギーに関しては、保護者との意思疎通を十分に行うことはもとより、チェック体制の一層の強化を図りたい。

② 児童館子育てサポート事業（子育てサポート）

子育てサポートは、「板橋区児童館子育てサポート事業運営要領」に基づき、平成 15 年度から実施している事業である。対象は、区内在住又は在学の小学校 1 年生から 4 年生で「児童館子育てサポート事業登録基準」に該当する児童である。

この事業は、放課後家庭において保護者の就労等で一時的に留守になる家庭の児童、学童クラブの利用ができない土曜日に利用している児童などに利用されている。

子育てサポートを利用するには、希望する日の前日までに希望する児童館で登録申請を行う必要がある。手続き完了後に「利用カード」が配付され、登録期間の月曜日から土曜日（祝日、年末年始を

除く。)まで利用することができる。登録期間は、4月1日から翌年3月31日までとし、翌年度の利用については、再度登録が必要となる。

子育てサポート利用時間は、表13のとおりである。

表13 子育てサポート利用時間

児童館開館（火曜日から土曜日）		
4月1日～ 9月30日	火曜日から金曜日（学校運営日）	下校時～午後6時
	土曜日	午前9時～午後5時
	学校休業日（土曜日を除く）	午前9時45分～午後6時
10月1日～ 3月31日	火曜日から金曜日（学校運営日）	下校時～午後5時
	土曜日	午前9時～午後5時
	学校休業日	
施設開放（月曜日及び振替休館日）		
4月1日～ 3月31日	月曜日（学校運営日）	下校時～午後5時
	児童館振替休館日（学校運営日）	
	学校休業日	午前9時～午後5時

子育てサポートの利用は無料であり、定員は設けていない。登録者は、児童館に来館する一般の子どもと同様に児童館で過ごし、学校給食がない日は、児童館で定める時間帯に持参した昼食をとることができる。

子育てサポートの周知は、区ホームページ、広報いたばしへの掲載、「板橋区児童館子育てサポートのご案内」チラシの配布等で行っている。年度当初には、区立小学校と連携を図り、保護者に事業の周知を行っている。

子ども政策課では、あいキッズ移行後は子育てサポートの廃止を

検討している。

平成 22～24 年度の子育ちサポート利用実績は表 14、平成 24 年度子育ちサポート学年別登録者数は表 15 のとおりである。

表 14 子育ちサポート利用実績

区 分	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
登録者数	3,273 人	3,477 人	3,394 人
実施日数	294 日	295 日	293 日
利用率	6.3%	6.3%	5.9%

(各年度 3 月末日現在)

※ 平成 23 年 1 月 4 日開設した赤塚児童館の利用を含む。

表 15 子育ちサポート学年別登録者数

学年				合計
1 年	2 年	3 年	4 年	
1,313 人	993 人	672 人	416 人	3,394 人

(平成 25 年 3 月末日現在)

児童館では、施設の危険箇所をチェックし、事故の可能性が高い遊びについては、安全ルールを徹底し、事故発生を未然に防ぐように留意しているが、室内遊びで転倒する等のけがが発生している。

区が自治体賠償保険に加入しているため、子育ちサポートにおいて、傷害保険には加入していない。事故が発生した場合には、児童館における事故と同様に児童館長が処理経過、事故の原因及び防止対策を記載した事故報告書を作成し、子ども家庭部長に報告している。子ども政策課では、事故について児童館館長会で報告を行うとともに、児童館職員への注意喚起を行い再発防止に努めている。

平成 22～24 年度の子育ちサポートにおける事故件数は、表 16 の

とおりである。

表 16 子育てサポートにおける事故件数

区 分		平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
事故件数		18 件	15 件	14 件
内 訳	外傷	4 件	4 件	5 件
	打撲・捻挫	5 件	4 件	2 件
	骨折	9 件	7 件	7 件

③ 中学生と乳幼児親子のふれあい体験事業

中学生と乳幼児親子のふれあい体験事業は、区内在住又は在学の中学生を対象に中学生が乳幼児親子とふれあうことで、他者への関心、乳幼児への愛着の感情を醸成させるなど、子育ての予備的な体験をすることを目的として、平成 22 年度から学童クラブを併設していない単独児童館と希望する児童館で実施している。

子ども政策課は、平成 25 年度から全児童館で実施するとし、「板橋区児童館中学生と乳幼児親子のふれあい体験事業運営要領」を平成 25 年 3 月 31 日に策定した。

児童館では、実施にあたり中学校に事業を説明し、中学生参加の周知を依頼している。希望する中学生は、乳幼児と接する心構えや抱き方を学んだ後、乳幼児親子とのふれあいとともに、座談会にも参加している。

この事業の手順についての「中学生事業マニュアル」はあるものの、内容、回数等については、児童館長の裁量に任されており、各館の状況に応じた日数で実施し、独自の事業展開をしていた。

募集しても中学生の応募がなく実施ができなかった児童館があった。また、中学生の応募がなく乳幼児親子のみのプログラムで実施した児童館、中学生が欠席となり座談会が実施できなかった児童館、

三館合同で実施した児童館、職場体験事業と合同で実施した児童館など実施方法は様々であった。

この事業を行う中で、中学生が乳幼児の親子とふれあい、命の尊さや子育ての大切さ、親への感謝の気持ちを改めて感じ取れる機会を体験できるよう統一的な実施基準を示すことにより、一層多くの中学生の参加を期待する。

子ども政策課は、中学生がクラブ活動等で時間的な余裕がなく、事業の募集を行っても応募がない場合があると説明している。中学生の興味を引くプログラムにするとともに、学校に事業趣旨を十分説明し、日程を各学校の状況に配慮し、より応募しやすい事業としていく必要がある。また、中学生への周知についても、更なる工夫をされたい。

希望する中学生が少ないのであれば、後期計画で類似事業を実施している関係課と連携を図るなど、協力体制を検討することも必要である。

④ 中学生ボランティア活動の支援事業

中学生ボランティア活動の支援事業は、ボランティア体験を通じて「ボランティアの心」を育てるとともに、地域社会の一員として社会参加の意識付け及び責任感を醸成することを目的に平成元年度から実施している。希望する中学生は、児童館事業の夏祭り、縁日等に地域の人と共にボランティアとして参加している。

特に、しらさぎ、なります、成増南児童館では、3館合同による中学生ボランティア活動の支援を行っている。平成24年度は、福祉施設への傾聴ボランティア⁷、復興支援イベント、地域のまつり等

⁷ 傾聴ボランティアとは、高齢者や被災者など悩みや寂しさを抱える人の話を真摯に聴くことで相手の心のケアをする活動である。

のボランティア活動の場を提供した。

その他にも、「ITABASHI 高島平ボランティアワークショップ」実行委員会メンバーとして、高島平あやめ、新河岸、高島平、はすのみ児童館の職員は、介護老人保健施設、福祉作業所、地域住民等と連携し、中学生にボランティア活動の体験機会を提供している。

児童館では、中学校に事業を説明し、参加の周知を依頼している。しかし、周知を行っているものの応募がないなどの理由から実施できない館もある。「中学生と乳幼児親子のふれあい体験事業」と同様に中学生ボランティア活動の支援事業を継続していくには、中学生にとって魅力があり、参加しやすい内容を検討するなど、応募の増加に向けて全児童館で取り組むことが必要である。また、中学生への周知についても、更なる工夫をされたい。

3 学校地域連携担当課における事業の現況

(1) 板橋区放課後対策事業運営委員会

板橋区放課後対策事業運営委員会（以下、「運営委員会」という。）は、「板橋区放課後対策事業運営委員会設置要綱」に基づき、放課後子ども教室とあいキッズの事業運営を円滑に行う目的で設置している。運営委員会の委員は、区立小学校関係者、区立小学校PTA代表者、社会教育関係者、児童福祉関係者、住民の代表者、区職員等15人以内で構成されている。

平成24年度の運営委員会は、7月と2月に開催し、放課後子ども教室とあいキッズの実施状況報告、あいキッズアンケート結果報告、あいキッズ管理運営委託法人の評価等について検討及び協議を行った。

(2) 放課後子ども教室

① 事業概要

区教育委員会では、平成20年度から平日の放課後に小学校の校庭や体育館などを利用して、児童がのびのびと元気に遊ぶことができる場を提供する放課後子ども教室を実施している。

利用できる教室の確保、学習に必要な机や椅子の配置等の条件が整っている学校については、学習アドバイザーを配置して、児童の自主的な学習に対し、必要に応じて助言を行う等の学習支援も実施している。平成24年度は、新河岸小学校、桜川小学校、成増小学校の3校で学習アドバイザーが学習支援を行った。

区教育委員会は、平成27年度から区立小学校全校であいキッズを実施する方針を定め、平成21年度以降、放課後子ども教室から順次あいキッズへ移行している。

② 利用実績

放課後子ども教室の利用は、原則として実施校に在籍している児

童を対象にして、学校運営日の月曜日から金曜日まで実施している。実施時間は、4月から9月及び3月が放課後から午後5時まで、10月から2月が放課後から午後4時30分までである。ただし、学校の授業や行事等その他事情がある場合は実施できない日もある。

放課後子ども教室の利用を希望する児童の保護者は、事前に「いたばし放課後子ども教室参加申込書」(以下、「参加申込書」という。)を学校に提出することで、参加が可能となる。児童は、放課後、指定された場所にランドセル等を置き、用意された参加表に氏名等の必要事項を記入して参加することができる。参加料は無料である。

学校地域連携担当課は、保護者から提出された「参加申込書」を緊急連絡先用として利用しているものの、登録人数の集計までは行っていなかった。利用の状況を確認するためにも、登録人数を把握されたい。

平成22～24年度の放課後子ども教室参加者数は、表17のとおりである。

表 17 放課後子ども教室参加者数

区 分	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
実施校	41 校	36 校	28 校
延べ参加者数	322,776 人	293,824 人	268,946 人

※ 順次あいキッズに移行しているため実施校は、減少している。

※ 延べ参加者数には、学童クラブ等の人数も含まれている。

③ 委託状況

放課後子ども教室は、児童の安全を確保するため、放課後子ども教室指導員2名以上及び来校者受付員1名の配置を事業者に委託している。また、学習アドバイザーが学習支援を行っている実施校には、放課後子ども教室指導員を3名以上配置している。学校地域連

携担当課は、桜川小学校については、平成 23 年度の参加者が 1 日平均 141 名であり、児童の安全確保を強化する必要があると判断し、放課後子ども教室指導員を平成 24 年度 1 名増員した。

平成 22～24 年度の放課後子ども教室委託経費は、表 18 のとおりである。

表 18 放課後子ども教室委託経費

区 分	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
安全指導委託 (放課後子ども教室指導員)	79,605,038 円	58,914,975 円	44,798,947 円
来校者受付業務委託 (来校者受付員)	7,538,830 円	7,326,705 円	5,768,280 円
合 計	87,143,868 円	66,241,680 円	50,567,227 円

④ 安全対策

学校地域連携担当課では、安全管理を図るためにいたばし放課後子ども教室安全マニュアルを作成し、実施校、放課後子ども教室指導員、来校者受付員、事業運営関係者等に配付している。

学校地域連携担当課は、安全確保に配慮するとともに、万一の際の事故による補償については、「いたばし放課後子ども教室参加児童用傷害保険」に加入し対応している。

平成 22～24 年度の放課後子ども教室における事故件数は、表 19 のとおりである。

表 19 放課後子ども教室における事故件数

区 分	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
事故件数	115 件	93 件	104 件

放課後子ども教室は、あいキッズ移行に伴い実施校は減少し、延べ参加者数が減少しているにもかかわらず、平成 24 年度の事故件数は前年度より増加している。事故の原因を検証し、防止対策を検討する等、より安全に児童が過ごせるよう努められたい。

(3) 板橋区版放課後対策事業（あいキッズ）

① 事業概要

区教育委員会は、放課後における児童の健全な居場所づくりを推進するため、板橋区版放課後対策事業を「あいキッズ」とし平成 21 年度から開始した。

あいキッズは、区立小学校において、①放課後等に学校施設等を活用し、遊び、学習、スポーツ、文化活動、体験交流活動等の取組を通して、児童の自主性及び社会性を育てること、②保護者や地域住民の参画の下、児童が地域社会の中で健やかに成長できる環境づくりを推進すること、③保護者が就労している等の家庭環境にある児童に対して、生活指導及び健康管理その他の当該児童に必要とされるサービスを提供することを目的としている。

② 利用方法

あいキッズには、学童クラブ登録と一般登録の 2 つの区分があり、利用するには、区分に応じた登録が必要である。

あいキッズの区分別概要は、表 20 のとおりである。

表 20 あいキッズの区分別概要

区 分	学童クラブ登録	一般登録
対象	保護者が就労等により放課後家庭にいない小学校1～3年生 (心身に障がいをもつ要支援児は、要支援児の受入枠内で6年生まで)	原則として当該小学校の児童
実施日	月～金曜日(祝日、年末年始を除く)	
実施時間	授業終了時～午後6時 (学校休業日は午前8時30分～)	授業終了後～午後5時 ※10月～2月は午後4時30分 (学校休業日は午前8時30分～)
帰宅時間	保護者の指定した時間に帰宅	児童の申し出時間に帰宅
定員	原則として設けていない	
	心身に障がいをもつ要支援児の受入れは、「学童クラブ要支援児の受入れに関する要綱」及び「学童クラブ要支援児の受入れに関する事務処理要領」の規定で受入枠を定めている。	特に配慮が必要な児童は、基本的に付き添いが必要
申込方法	あいキッズへ直接、申請書と就労証明書等を提出	申込期間中は学校、その後は、あいキッズへ直接
おやつ	あり	なし
利用料	月額4,400円	なし

※ 学童クラブ登録の利用料は、平成24年度の利用料である。

あいキッズの登録方法は、区ホームページ、広報いたばし、わたしの便利帳、「あいキッズのご案内」等で周知している。

学童クラブ登録は、「児童館規則」に基づき入会を承認された児童が利用できる区分である。承認期間は、年度ごとであるため、翌年度の利用については、再度申請が必要である。

一般登録は、「板橋区版放課後対策事業実施要綱」(以下、「実施要

綱」という。)の規定において、あいキッズを実施する区立小学校に通う児童並びに当該区立小学校の学区域に居住する私立小学校及び特別支援学校に通う児童のうち、学童クラブ登録の児童以外の児童が利用する区分である。原則として、一度登録すると卒業時まで利用することができる。

学童クラブ登録の利用料は、子ども政策課で徴収している。平成24年度は月額4,400円、平成25年度は児童館条例の改正に伴い利用料が月額4,800円に変更となった。減額又は免除についても学童クラブ同様に手続きが必要である。一般登録については、実施要綱に基づき無料としている。

学童クラブ登録者については、児童名簿及び連絡帳で出欠を確認し、児童は保護者の指定した時間に帰宅している。一般登録者については、児童の申し出時間に帰宅している。ただし、一般登録の1年生については、あいキッズの利用に慣れるまでの1学期間は、保護者と児童が帰宅時間等の確認をした「あいキッズ1年生参加カード」を利用している。

登録者の入退室は、QRコードの付いた名前カードを利用し、参加状況をシステムで管理している。希望する保護者には、電子メールで入退室の状況を配信している。

平成22～24年度のあいキッズ利用実績は、表21のとおりである。

表 21 あいキッズ利用実績

区 分		平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
学童クラブ登録	在籍者数	598 人	849 人	1,472 人
	出席率	83%	84%	75%
一 般 登 録	登録者数	3,891 人	5,258 人	7,016 人
	参加率	16%	15%	16%

※ 在籍者数、登録者数については、各年度 4 月 1 日現在である。

※ 出席率、参加率については、各年度 3 月 31 日現在である。

③ 実施状況

あいキッズは、平成 21 年度に 4 校で開始し、平成 24 年度は 25 校で実施した。「いたばし未来創造プラン」においては、平成 27 年度までに順次実施校を拡大し、区立全小学校で実施する事業計画となっている。

平成 21～25 年度のあいキッズ実施状況は、表 22 のとおりである。

表 22 あいキッズ実施状況

区 分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
実施校	4 校	12 校	17 校	25 校	33 校

④ 施設状況

あいキッズ 10 校において現地監査を実施した。施設は、あいキッズ専用棟、あいキッズ専用室、図書室、学校でも利用する兼用室など設備が様々であった。あいキッズ専用のトイレ、学校と共用のトイレ等、利用できるトイレの状況も異なっていた。

志村第一小学校あいキッズでは、学童クラブ登録者はあいキッズ専用棟、一般登録者は校舎内に分かれて活動していた。一般登録者は、校舎内にいるにもかかわらず、機械警備の関係で校舎のトイレ

を使用することができず、一旦校舎を出て、あいキッズ専用棟のトイレを使用していた。他校におけるあいキッズにおいてもトイレの利用しにくい状況が見られており、学校に、機械警備の変更の協力を求める等、登録者が利用しやすい方法を検討されたい。

また、志村第一小学校、志村第六小学校あいキッズ専用棟にある誰でもトイレには、荷物が置いてあり、利用できる状態でなかった。誰でもトイレは、いつでも誰もが利用できる状態にしておく必要がある。現地監査を実施しなかった他校におけるあいキッズにおいてもトイレが利用しやすい状況になっているかを改めて検証されたい。

板橋第二小学校あいキッズでは、学童クラブ登録者、一般登録者が同一の部屋で過ごすため、午睡できるスペースが確保されていなかった。一方、舟渡小学校あいキッズには、学童クラブ登録者の部屋が確保されており、午睡できるスペースもあった。このように施設により設備に違いが生じていた。

活動場所の確保が難しいなど、各施設の利用について制約があるにしても、児童の放課後の居場所として安全で、快適な環境を確保できるよう、あいキッズの設備のガイドラインを設けるなど、児童が利用しやすい施設にしていく必要がある。

現地監査を実施したあいキッズ施設状況は、表 23 のとおりである。

表 23 現地監査を実施したあいキッズ施設状況

区 分	学童クラブ登録				一般登録							
	学校施設内			学校施設外	学校施設内							
	あいキッズ専用棟	あいキッズ専用教室	一般登録と合同教室	以前の学童クラブ施設	あいキッズ専用棟	あいキッズ専用教室	学童クラブ登録と合同教室	地域開放教室と兼用教室	図書室	図書室と兼用教室	体育館下ホール	クラブハウス
板橋第一小学校あいキッズ		○				△						
板橋第二小学校あいキッズ			○				△					
板橋第八小学校あいキッズ	○											△
中根橋小学校あいキッズ		○		○			△					
大谷口小学校あいキッズ		○				△						
志村第一小学校あいキッズ	○					△						
志村第六小学校あいキッズ	○								△			▲
舟渡小学校あいキッズ				○							△	
高島第三小学校あいキッズ				○						△		
赤塚小学校あいキッズ	○					△						

○：学童クラブ登録者が通常活動する施設

△：一般登録者が通常活動する施設

▲：△が利用できない場合に活動する施設

※ あいキッズ参加者が多い時、雨天時、イベント等の際に通常活動する施設以外を利用できる場合もある。

⑤ 管理運営委託

あいキッズの管理運営は実施要綱に基づき、社会福祉法人、東京都認可保育所を運営している法人等に委託している。

委託は、プロポーザル方式による単年度契約であるが、利用者のために事業の安定と継続性が必要であるとし、その年度の履行状況を評価した上で、翌年度以降、特命随意契約を行っている。ただし、委託期間は、6年間を目途とし、再度プロポーザル方式等により事業者の再選定を実施することとしている。平成24年度は15法人、平成25年度は17法人に委託している。

学校地域連携担当課は、学童クラブ同様、学童クラブ登録において委託法人の申請により、利用時間の延長、昼食提供を認めていた。しかし、利用時間の延長や昼食提供について、希望する保護者と委託法人との契約であるとして、区は、委託法人との間で書面を取り交わしていなかった。延長の際の児童の安全、昼食提供における食の安全に関してはもちろん、あいキッズの運営状況を把握するためにも、区と委託法人との間で協定書等を取り交わす必要がある。

平成22～24年度のあいキッズ管理運営委託経費は、表24のとおりである。

表 24 あいキッズ管理運営委託経費

区 分	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
委託経費	319,973,138 円	463,972,285 円	681,179,562 円
あいキッズ	12 校	17 校	25 校

ア 委託の履行に関する状況

あいキッズにおける管理運営委託契約の履行内容について、不適切と思われる箇所があった。

まず、学童クラブ管理運営委託と同様に、委託法人が提出する職員の健康診断報告についてである。職員の健康の保持及び児童の健全な育成が図られるよう、職員の健康診断を「学校保健安全法」に定める健康診断に準じて実施し、結果を健康診断受診確認

書で報告するよう契約を締結していた。しかし、委託法人から提出された健康診断受診確認書には、未実施と記載のある職員がいた。児童の安全を確保するためにも、すべての職員が受診するよう委託法人に促し、再度、健康診断受診確認書を報告させるなど、契約書に則った事務を遂行する必要がある。

次に、委託法人が保管する児童の個人情報についてである。契約書において「児童台帳、児童出欠簿、児童指導記録及び相談記録を委託法人が契約期間終了後 10 年間保管しておかなければならない。」としている。個人情報が含まれる書類については、委託法人が保管するのではなく、学校地域連携担当課が保管するなど保管方法について検討する必要がある。

更に、委託契約事務についてである。この委託契約では、契約事務規則第 57 条に基づく検査員が委託原議に定められておらず、検査内容が明確に記載された書類が整っていなかった。契約締結の際は、履行確認のために、検査員が書面等により検査を行うことを仕様書に明記するなど、契約事務規則に則った適正な処理を行う必要がある。

イ 委託契約に関する状況

あいキッズ管理運営委託契約において、委託料の内訳区分の管理事務費については、書面により区の承認を受ければ人件費及び運営費への流用が認められていた。しかし、区は書面による承認を行っていなかった。流用による承認は、契約書に則り書面で承認を行う必要がある。

同契約において「管理事務費のうち委託業務に係る経費で区が認めるものについては、委託法人の本部会計に繰り入れることができる。」として、明確な基準がないものの区が認めた経費を委託法人の本部会計へ繰入れしていた。

また、契約書によると「人件費及び管理事務費の精算残金の一部を積立金として積立てることができる。」として、積立てを行っている委託法人があった。

しかし、学童クラブ管理運営委託契約と同様に、あいキッズ管理運営委託は単年度契約であることから、区が委託法人に積立金を保有させることは、適切な事務処理とは言えない。学校地域連携担当課は、契約事務規則に則った契約方法を検討されたい。

ウ 委託法人による施設点検の立会いについて

あいキッズの施設における保守点検、工事等については、あいキッズ管理運営委託法人職員（以下、「委託法人職員」という。）が履行に立会っていることもある。その際は、学校地域連携担当課では、保守点検、工事等の受託業者から報告書等で履行の確認を行っていた。

舟渡小学校あいキッズの冷暖房機洗浄委託については、委託法人職員が立会っていた。所管課は、受託業者から履行終了後に完了届と工事写真帳を受領していたが、受領した工事写真帳は工事名、工事場所の記載が誤ったものであった。

また、すべてのあいキッズにおける消火器保守点検委託についても委託法人職員が立会っていた。所管課は、仕様書に基づき受託業者から2名以上の確認印がある消火器具点検票（以下、「点検票」という。）を受領する必要があった。しかし、受領した点検票の中には確認印が1名の点検票も含まれていた。

学校地域連携担当課では、あいキッズ管理運営委託法人に施設の保守点検等の立会い時の確認事項を明確に指示するとともに、区職員によるチェックを強化し、適正な事務処理を徹底されたい。

なお、児童にとってあいキッズが安全に過ごせる場として、適切に管理運営が行われるよう、委託法人に対する点検、指導を一層充実することが必要である。

⑥ 安全対策

学校地域連携担当課では、あいキッズに通報装置を設置し、非常事態に備えている。しかし、児童館、学童クラブ同様にこの装置を実際に使用した訓練は、実施していなかった。

「板橋区版放課後事業あいキッズ防犯カメラ設置要領」に基づき、あいキッズには、防犯カメラが設置されている。現地監査を行った高島第三小学校あいキッズには、防犯カメラが玄関前に設置されているものの、登録者の出入りと反対方向にカメラが向いて設置されていた。学校地域連携担当課は、カメラの設置が適切な場所であるか再検証する必要がある。

学校地域連携担当課は、「あいキッズ運営マニュアル」、「あいキッズ安全管理マニュアル」等を作成し、災害時、不審者、事故等に備えている。事故やけが等が発生した場合には、マニュアルに基づき対応している。

学校地域連携担当課は、安全確保に配慮するとともに、万一の際の事故による補償については、「あいキッズ登録児童用傷害保険」に加入し対応している。

平成 24 年度には、校庭等の外遊びの最中等に裂傷、骨折などの事故が発生した。

平成 22～24 年度のあいキッズにおける事故件数は、表 25 のとおりである。

表 25 あいキッズにおける事故件数

区 分	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
事故件数	30 件	57 件	79 件

学校地域連携担当課は、食物アレルギーを有する子どもが増加傾向にあるため、「あいキッズアナフィラキシー個別対応表」を作成するとともに、平成 25 年度の常勤者会議⁸ において食物アレルギー等についての講習会を開催した。

食物アレルギーに関して、保護者との十分な連絡、相談により、万全のチェック体制を強化されたい。

⑦ 地域連携事業

あいキッズでは、児童の遊びや様々な体験・交流活動のために、児童館や地域と協力、連携した地域連携事業を実施している。事業内容は、スポーツ、踊り、工作、手芸等である。この事業については、学校地域連携担当課が依頼するサポーターのほか、児童館や地域のボランティア等と連携するなど、各あいキッズで実施方法が異なっている。

学校地域連携担当課は、平成 24 年度の常勤者会議において、工作やマンカラ⁹ を紹介し、委託法人にレクリエーションの情報を提供した。

平成 23 年度に学校地域連携担当課が保護者に実施した「あいキッズアンケート」結果では、充実してほしいプログラムとしてスポーツ活動 25.8%、学習指導 18.8%であった。学校地域連携担当課は、

⁸ 常勤者会議とは、学校地域連携担当課が委託法人の常勤職員等を対象に情報交換、グループ討議を行う会議である。平成 24 年度は 2 回開催した。

⁹ マンカラとは、アフリカや中近東、東南アジアにかけて古くから遊ばれている伝統的なゲームのことである。

児童が充実した時間を過ごせるよう工夫する必要がある。地域のボランティアに一層協力を求めるなどアンケート結果を活かした事業となるよう努められたい。

(4) いきいき寺子屋プラン事業

① 事業概要

いきいき寺子屋プラン事業（以下、「寺子屋」という。）は、完全学校週5日制に併せて、平成14年度から実施している。

保護者や地域住民等により組織された学校開放協力会等の地域ボランティアが主体となって、学校の校庭・体育館や教室などを活用して、土・日曜日の学校休業日や放課後に様々な活動を行っている。地域の人材やボランティアの参加により、子どもたちが生きる力を育む体験活動や様々な交流活動を行うことで、子どもたちの居場所づくりを推進するとともに、地域・家庭の教育力の向上を目指している。

寺子屋では、手芸、料理等の文化活動、野球、サッカー等のスポーツ活動、ボランティア活動が行われている。クラブ活動形式やイベント活動形式など、学校や地域の特性を活かして実施している。

② 実施状況

「いたばし未来創造プラン」では、区立全小学校を推進校¹⁰とする計画となっており、平成25年度に区立全小学校53校が推進校となった。

平成24年度は、区立小・中学校、幼稚園の58推進校において、各学校開放協力会に一律25万円で委託を行っていた。契約書では、

¹⁰ 推進校とは、学校開放協力会が月一回程度寺子屋事業を行っている実施校のことである。

学校開放協力会に対し、年度当初には年間事業計画書、事業終了後には実施結果報告書の提出も定めていた。しかし、学校地域連携担当課は名称が異なる、活動予定表、活動報告表のみを受理していた。

また、検査員が委託原議に定められておらず、検査内容が明確に記載された書類が整っていなかった。契約締結の際は、履行確認のために、検査員が書面等により検査を行うことを仕様書に明記するなど、契約事務規則に則った適正な処理を行う必要がある。

学校地域連携担当課は、一般校¹¹ に対し2万5千円を目安に消耗品費を負担していた。一般校には、推進校のように書面による事業計画、報告の提出を求めていなかった。寺子屋を継続実施していくには、目的に沿った事業となっているか、一般校においても実施結果等を検証し、今後の事業方針を検討する必要がある。そのためには、すべての実施校に事業計画及び報告書類の提出を求める必要がある。

平成22～24年度の寺子屋実施状況は、表26のとおりである。

¹¹ 一般校とは、推進校以外の寺子屋実施校のことである。

表 26 寺子屋実施状況

区 分		平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度		
実施校		65 校	65 校	63 校		
実施回数		1,300 回	1,228 回	1,263 回		
延べ参加者数		87,142 人	85,366 人	84,623 人		
内 訳	中 学 校	実施校	10 校	10 校	8 校	
		内 訳	推進校	6 校	6 校	6 校
			一般校	4 校	4 校	2 校
		実施回数		196 回	113 回	110 回
		延べ参加者数		5,789 人	6,848 人	6,488 人
	小 学 校	実施校	53 校	53 校	53 校	
		内 訳	推進校	45 校	48 校	51 校
			一般校	8 校	5 校	2 校
		実施回数		1,090 回	1,101 回	1,139 回
		延べ参加者数		80,130 人	77,362 人	76,565 人
	幼 稚 園	実施園	2 園	2 園	2 園	
		内 訳	推進校	1 園	1 園	1 園
			一般校	1 園	1 園	1 園
		実施回数		14 回	14 回	14 回
		延べ参加者数		1,223 人	1,156 人	1,570 人

③ 寺子屋会議

区立小・中学校、幼稚園を対象に、各寺子屋間の情報交換などを通じて、寺子屋事業を円滑に実施できるように、寺子屋会議を開催している。学校地域連携担当課は、平成 24 年度に寺子屋会議を 2 回開催し、事業説明、計画、安全管理、事業協力者の状況、活動報告など寺子屋に係る事項について協議した。

④ 寺子屋だより

学校地域連携担当課では、学校ごとの取組を紹介した「寺子屋だより」を発行している。平成 24 年度は「寺子屋だより」を 1 回発行し、小・中学校、地域センターで配布した。

⑤ 安全対策

寺子屋参加者の安全確保に配慮するとともに、万一の際の事故による補償については、傷害保険に加入し対応している。

平成 24 年度の事故件数は 4 件であった。そのうち 3 件は骨折であり、スポーツ活動事業の際の事故であった。

事故状況を寺子屋会議で報告し、情報を共有することにより、再発防止に努めている。

平成 22～24 年度の寺子屋における事故件数は、表 27 のとおりである。

表 27 寺子屋における事故件数

区 分	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
事故件数	4 件	3 件	4 件

(5) 学校開放（子どもの遊び場）

学校の校庭は都市部において貴重な広い空間であることから、子どもたちが安全に楽しくのびのび遊べるように、区立小学校の校庭を「子どもの遊び場」として開放している。ただし、平成 24 年度は、芝生の養生等が必要であるとして、板橋第四小学校、弥生小学校では実施しなかった。

利用対象者は、小・中学生及び付添いのある幼児である。子どもの遊び場の開放日は、土・日曜日、祝日である。あいキッズ実施校以外の学校については、学校休業日も開放している。

開放時間は、3月から9月が午後1時から午後5時、10月から2月は、午後1時から午後4時である。ただし、金沢小学校、上板橋小学校については、午前9時から正午についても実施している。

平成22～24年度の子どもの遊び場利用実績は、表28のとおりである。

表28 子どもの遊び場利用実績

区 分	平成22年度	平成23年度	平成24年度
実施校	52校	52校	51校
延べ開放日数	5,420日	4,744日	5,052日
延べ利用者数	123,911人	97,909人	98,376人

子どもの遊び場の指導運営を行うため学校開放指導員を1校に1名配置している。

学校地域連携担当課は、学校開放指導員に年1回説明会を実施している。その際、指導運営内容を盛り込んだ学校開放指導員の手引きを配付している。地震対策や熱中症対策等、必要な連絡事項は各学校を通じて学校開放指導員に連絡している。

学校開放指導員は、子どもの遊び場の開放前に校門を解錠し、施設内の状況確認と遊具などを準備している。開放中には、子どもたちへの安全指導、施設内の安全管理を行っている。開放終了後には、子どもたちの退出を確認してから、施設内の異常の有無を確認し、校門を施錠している。当日の天候状況による中止の判断は、学校開放指導員に任されている。

学校開放指導員は、学校開放日誌を記入して、月末までに学校へ提出することとなっている。学校地域連携担当課には、各学校から1か月分の学校開放日誌が翌月に届いている。

学校地域連携担当課は、「学校開放指導員設置要綱」に基づき学校開

放指導員に謝礼を支払っている。また、万一の際の賠償、傷害事故による補償については、学校開放指導員総合保険に加入し対応している。

平成 22～24 年度の子どもの遊び場における学校開放指導員謝礼経費は、表 29 のとおりである。

表 29 子どもの遊び場における学校開放指導員謝礼経費

区 分	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
学校開放指導員謝礼	17,733,430 円	15,147,380 円	16,369,810 円

子どもの遊び場である小学校の校庭については、全ての場所で見通しが良いわけではなく、死角となる場所もある。子どもたちが安全に遊ぶためにも、十分な配慮が必要である。

平成 23 年度の事故 2 件のうち、1 件は利用者の転倒による骨折、もう 1 件はピロティの屋根にのったボールを取るため、脚立から足を踏み外した際の学校開放指導員の事故である。

平成 22～24 年度の子どもの遊び場における事故件数は、表 30 のとおりである。

表 30 子どもの遊び場における事故件数

区 分	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
事故件数	0 件	2 件	0 件

II 検討・改善を求める事項

着眼点1 事業は計画的・効果的に実施されているか。

1 ガイドライン等の整備

活動場所の確保が難しいなど、各施設の利用について制約があるにしても、児童の放課後の居場所として安全で、快適な環境を確保できるよう、あいキッズの設備のガイドラインを設けるなど、児童が利用しやすい施設にしていく必要がある。(P34)

<学校地域連携担当課>

2 事業計画及び報告書類の提出

寺子屋の一般校には、推進校のように書面による事業計画、報告の提出を求めていなかった。寺子屋を継続実施していくには、目的に沿った事業となっているか、一般校においても実施結果等を検証し、今後の事業方針を検討する必要がある。そのためには、すべての実施校に事業計画及び報告書類の提出を求める必要がある。(P42)

<学校地域連携担当課>

着眼点2 事業に要する経費は経済的・効率的に使われているか。

1 検査事務の適正化

あいキッズ、寺子屋事業に関する委託において、検査員が委託原議に定められておらず、検査内容が明確に記載された書類が整っていなかった。契約締結の際は、履行確認のために、検査員が書面等により検査を行うことを仕様書に明記するなど、契約事務規則に則った適正な処理を行う必要がある。(P37、42)

<学校地域連携担当課>

2 契約事務の適正化

あいキッズ管理運営委託契約書によると「人件費及び管理事務費の精算残金の一部を積立金として積立てることができる。」として、積立てを行っている委託法人があった。

しかし、学童クラブ管理運営委託契約と同様に、あいキッズ管理運営委託は単年度契約であることから、区が委託法人に積立金を保有させることは、適切な事務処理とは言えない。所管課は、契約事務規則に則った契約方法を検討されたい。(P38) <学校地域連携担当課>

着眼点3 安全管理は適切に行われているか。

1 防災マニュアルに則した訓練の実施

所管課で作成している、防災マニュアルの「訓練について」では、「部分訓練と総合訓練を年2回以上実施し、最寄りの消防署に自衛消防訓練通知書を提出する」と定められているが訓練実施が年1回という児童館もあった。所管課は、マニュアルに即した訓練を実施する必要がある。(P10) <子ども政策課>

2 利用時間の延長、昼食提供に関する書面の作成

所管課は、学童クラブ同様、学童クラブ登録において委託法人の申請により、利用時間の延長、昼食提供を認めていた。しかし、利用時間の延長や昼食提供について、希望する保護者と委託法人との契約であるとして、区は、委託法人との間で書面を取り交わしていなかった。延長の際の児童の安全、昼食提供における食の安全に関してはもちろん、あいキッズの運営状況を把握するためにも、区と委託法人との間で協定書等を取り交わす必要がある。(P36)

<学校地域連携担当課>

3 児童の安全確保

あいキッズ管理運営委託法人から提出された健康診断受診確認書には、未実施と記載のある職員がいた。児童の安全を確保するためにも、すべての職員が受診するよう委託法人に促し、再度、健康診断受診確認書を報告させるなど、契約書に則った事務を遂行する必要がある。(P37) <学校地域連携担当課>

Ⅲ 総括意見

以上、子どもの居場所づくりについて指摘し、検討・改善を求めてきたが、最後に総括的な意見を述べる。

第一は、子ども一人ひとりが安心して過ごせる居場所を確保することについてである。

近年、子どもを対象にした事件や子どもが巻き込まれる事件、事故が多発し、子どもたちの安全が脅かされる状況である。また、食物アレルギー等の健康被害も発生している。

このような子どもたちの危険を未然に防止するためにもマニュアルの整備や防災訓練等が不可欠である。

例えば、児童館、学童クラブ、あいキッズに設置されている緊急非常通報装置を活用するなど、警察と連携した防犯訓練を実施したり、食物アレルギーに関する事故を踏まえ、職員の研修や保護者との連携を強化するなどの取組について検討されたい。

また、保護者の不安を少しでも払拭できるように、万一の緊急事態に対応できるよう、子ども、保護者、区、委託法人、学校、地域等のネットワークを活用し、施設周辺においても、子どもたちの安心・安全な環境づくりに向けた一層の取組が必要である。

第二は、地域が連携し、子どもの成長を見守る仕組みをつくることについてである。

未来を創る子どもたちが心豊かに成長していくためには、子どもたちが、様々な体験、異なる学年や世代間の交流を通じて、コミュニケーション能力を向上させ、子どもが自主的に行いたいことを発見できる能力を育てていく必要がある。

地域で実施される様々な事業や交流を体験する場において、子どもた

ちの成長を地域社会全体で支援しながら、子どもたちが育っていく姿を見守っていく仕組みづくりを推進されたい。

子どもたちが地域とかかわり、ボランティアなどの体験を通じて社会の仕組みを学び取ることが大切である。家庭を基盤としつつ、地域に守られながら心豊かに成長した子どもたちが将来、地域の発展を担う人材となることを望むものである。

第三は、あいキッズの全校実施に向け、円滑な運営を進めていくことについてである。

区では、小学生の放課後、学校休業日の居場所をあいキッズに一元化するとしている。あいキッズを充実、発展させていくには、学校との連携を今後も欠かすことができない。学校の在籍児童があいキッズ参加者であることから、学校運営とあいキッズを切り離して考えることは出来ない。学校はあいキッズの意義と重要性を十分に理解し、積極的に連携、協力することが重要である。

現地監査では、多種多様な学校の施設状況を確認することができた。様々な状況において課題もあるが、一定のガイドラインを定め、更に施設の整備に努められたい。学校も含め区教育委員会を挙げて目標を達成して欲しい。

次世代を担う子どもたちの健やかな成長と多様な体験を通じた、豊かな人間形成の場として、また、子ども、保護者にとって安心・安全な場所として、あいキッズが多く的小学生に利用され、発展していくことを期待する。

なお、将来を見据えた児童館のあり方については、これまで児童館が地域の中で担ってきた児童指導の成果を十分評価した上で、今後の区の子育て支援施策に、そのノウハウや人材を活用されることを期待する。

区は、次代を担う小・中学生が放課後や休日に安心して元気に活動できる場を確保し、地域社会の中で心豊かに過ごせる環境の整備を今後も、一層力を入れて、取り組むことを期待するものである。

平成25年度 第2回 行政監査結果報告書

「子どもの居場所づくりについて」

(平成26年2月発行)

刊行物番号

25-111

発行 板橋区監査委員事務局

住所 板橋区板橋二丁目66番1号

電話 03-3579-2661

再生紙を使用しています